

令和5年第1回山北町議会定例会の経過（3月14日）

議 長 皆さん、おはようございます。  
本日の会議を開く前に、山崎副町長から挨拶をしたいとの申出がありましたので、許可いたします。

山崎副町長。

副 町 長 皆様、おはようございます。  
このたびの母の葬儀に関しまして、議長をはじめ皆様方に多大なる御迷惑をおかけしました。心からおわび申し上げます。また、多分なるお心遣いを賜りまして、本当にありがとうございました。

そういうことで、ありがとうございました。

議 長 それでは、ただいまから本日の会議を開きますが、12番、富田陽子議員におかれましては、御本人から体調不良との連絡がございまして、本日の会議、欠席届が出されておりますので、御承知ください。

それでは、本日の会議に移ります。

(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第12号 令和5年度山北町一般会計予算について、議題といたします。

本件及び日程第2、議案第13号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から、日程第11、議案第22号 令和5年度山北町水道事業会計予算までは、予算特別委員会に付託してありましたので、予算特別審査委員会の審査報告を委員長よりお願いをいたします。

議席番号13番、石田照子予算特別委員会委員長。

13番 石 田 皆様、おはようございます。

予算特別委員会審査報告をさせていただきます。

一般会計、特別会計、水道事業会計。

令和5年3月9日、10日の両日、午前9時から議場において、議員13名及び議長、町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和5年3月6日の本会議で、当委員会に付託された議案第12号から議案第22号について審査し

ましたので、その審査経過、並びに結果を報告します。

初めに、審査結果について報告します。

議案第 12 号 令和 5 年度山北町一般会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第 13 号 令和 5 年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 14 号 令和 5 年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 5 年度山北町下水道事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 令和 5 年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 令和 5 年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 18 号 令和 5 年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 19 号 令和 5 年度山北町三保財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 令和 5 年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 令和 5 年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 令和 5 年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、審査における主な質疑等について、報告します。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について報告します。

1、委員。物価高騰により、困窮している世帯や、中小企業への支援は、当初予算に盛り込まれているのか。また物価高騰による次年度の予算の見通しはどうか。

町。物価上昇により、町民生活に支障が出ていることは認識しているが、

地方自治体だけでは対応が難しいため、国の動向等を見ながら検討していく。次年度予算は、年次途中でも流動的に動けるよう余裕を残した予算であると考え。

2、委員。町税は、前年度と比較して個人住民税が300万円弱減少し、法人町民税は590万円程度の増加、固定資産税は2,500万円程度の増加となっているが、その要因は。

町。令和5年度は、コロナ感染前の生活に戻りつつあるという点を考慮して増額を見込んでいる。

また、この1年間で法人登録数が6者増、法人税割を納める法人は2者増となっている。固定資産税の土地については、毎年下落が続いているため、トータルで減少する見込みとなっている。

家屋については、企業立地による軽減措置が令和4年度で終了することなどにより、900万円程度増額の見込みとなっている。

償却資産については、新東名公国道路関係の工事が続いているため、若干増額で見込んでいる。

3、委員。計画策定事業の委託料が約3,400万円計上されている。専門的な部分は外部の力を借りる必要があるが、職員の知見を積み重ねるためにも、できることは職員が策定するべきではないのか。

町。総合計画や地域公共交通計画など、業務量が多く外部の専門的な知見による分析も必要となる一方で、職員自ら手作りで計画策定に取り組むことも必要と考える。なお、契約締結に当たっては、事業内容をよく精査し、職員で行える部分については、仕様書から外すなど経費削減に努めていく。

4、委員。生活交通対策に関わる経費は、委託料がかなりの割合を占めている。地域公共交通会議では、委託料の見直し等を含めた検討がされるべきではないのか。

町。町では現在、個々に町内循環バスやスクールバスの運行等を委託により実施している。会議の中では、総合的な交通体系について検討していくことになるので、経費も見直されると考えている。

5、委員。地域公共交通計画については、地方自治体単位ではなく、広域的に策定することは可能なのか。

町。県や足柄上郡で策定する話は、事務担当レベルはない。例えば小山町や松田町など、近隣自治体への輸送等を含めた連携について計画に記載することは可能であるが、その際は協議等が必要になると考えている。

6、委員。EV急速充電設備借上料、及び電気自動車借上料の具体的な内容は。

町。EV急速充電設備は、役場庁舎の駐車場に5年リースで設置する予定。また電気自動車1台を公用車としてリースしたいと考えている。EV技術は、数年間でかなり進むと考えられるため、リースとした。導入時期は10月頃を予定している。

7、委員。間伐材搬出奨励金378万円が計上されているが、木材搬出量は、どのくらいになるのか。

町。5か所から、1,260立米の間伐材が搬出される予定。

8、委員。防犯カメラ設置工事費28万6,000円は、丸山公園と平山のびのび公園の2か所に設置のことだが、設置時期はいつ頃になるのか。

町。丸山公園に設置予定の遊具と同時期に設置したいと考えている。

9、委員。丸山公園の整備計画の進め方は。また小学校も近くにあるので、斜面を歩きやすく整備し、自由な使い方ができる公園にしていきたい。

町。令和5年度は、5基の遊具を設置する予定。その後は、小学校側ののり面の整備と平場の拡張をしていく。

10、委員。戸別受信機設置助成2,388万8,000円が計上されているが、防災アプリの導入も検討するべきではないのか。

町。現在、あんしんメールの加入率が町民の約3割であり、あんしんメールから防災アプリに移行する町民が少数であると予測できるため、あんしんメールの加入率を上げる施策を検討していく。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について、報告します。

1、委員。新規事業の結婚新生活支援事業の内容は。

若い人たちが山北町に定住していただけるような施策をさらに進めていきたい。

町。令和5年度の新たな取組であり、対象となる世帯は、当該年度の4月1日から3月31日までに婚姻届が受理された方で、夫婦の世帯所得合計が

500万円未満、夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下の世帯を対象としている。対象となる費用は、新居の購入費、アパート等の家賃や敷金、礼金、仲介手数料、新居のリフォーム費用、引っ越し費用が対象となる。また夫婦ともに39歳以下の世帯に上限30万円、夫婦ともに29歳以下の世帯に上限60万円を補助する。

今回の予算は、夫婦ともに29歳以下の世帯への補助額であり、10件分600万円を予算計上している。

対象世帯や、費用については、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、交付要綱に基づき定めている。

2、委員。生活困窮支援事業は、昨年より若干減額となっているが、支援を必要としている方に確実に届いているのか。

町。食料品を定期的に支援している方が若干名いる。食料品は、フードドライブを実施しているNPO法人から定期的に提供されており、それらで賄えない白米等を町で購入している。生理用品は、若干名の方と、小中学校にも予算の不足分を支給している。

また、真に必要な方に支援が届くように、相談窓口として一番近い存在である民生委員や、地域包括支援センター等と連携を図っている。

3、委員。避難行動要支援者支援事業は、要支援者が安全に避難できる仕組みであるが、状況の変化に対する情報の更新や、情報共有は徹底していただきたい。

町。登録時に、避難支援者やかかりつけ医の情報、避難のルート等が記載された個別計画を作成し、小田原市消防、自治会、民生委員と情報共有している。

また、情報の更新については、現況調査や保険健康課に施設入居状況を確認して名簿を更新しているが、リアルタイムで情報更新ができておらず、スピード感を持って情報共有できるよう努力していく。

4、委員。小児医療費助成事業の対象年齢が、現在中学卒業までを18歳まで拡大されるが、開始時期が6月になる理由は。また、18歳以下で就職されている方は、対象となるのか。

町。本助成制度は、申請制であり、本議会において予算等の議決後に対象

者に申請通知を発送する。

申請期間を約2か月間設け、5月中・下旬に医療証を一斉に交付するため、6月開始となる。

また、この助成事業は、婚姻や就労の有無は問わない。

5、委員。病児保育広域連携実施負担金について、前年度より約3倍の増額となっているが、要因は。また、登録者数と利用者数は。

町。負担金の算出方法の変更であり、令和5年度からは利用実績を重視することとなり、負担金の増額となった。また、利用者数は上郡5町では241名、山北町では21名である。

6、委員。体育施設整備事業として3,350万円計上されている。建設工事費は2億円を大幅に上回ることはないと言われているが、概算額からすると、平屋500平方メートルの施設としては、やや高額ではないかと思うが、事業内容としては、どのようなものになるのか。

町。旧山北体育館代替体育施設については、平成31年2月に旧体育館を解体し、体育施設検討委員会を立ち上げ、基本計画を策定した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、情勢を見守ってきたが、今年度、林野庁の補助金を活用し、町産木材を使用した施設とすることで基本設計を行っている。

国が脱炭素社会の実現を目指し木材の利用を推進している中で、森林のまち、山北ならではの木造施設を建築することにより、SDGsや環境にも配慮でき、木育にも効果的だと考えている。

また、施設だけではなく、木材利用の取組も注目を集め、町の活性化や林業振興にもつながればよいと考えている。

ただし、予算も限られているので、設備等の要、不要をしっかりと判断し、コスト削減に努めていきたいと考えている。

7、委員。旧山北体育館代替体育施設については、町産木材を使用することで、町へもPRできるし、町内循環も図られると考えるが、どの程度使用する予定か。

町。100%に近い町産材の使用を見込んでいる。

重ね梁等の工法を採用する予定で、特注の木材を使用するのではなく、市

場に出回る材料を用いるような設計を進めている。

8、委員。給食事業の公会計化に至った経緯は。また、給食費の一部が助成されるが、その内容は。

町。今まで給食費は学校が集めていたが、教職員の負担を軽減するための働き方改革の一環で、公会計化が全国的に進められている。

給食費は1人当たり1,100円を補助し、小学校は月額4,600円、中学校は月額5,100円となる。

9、委員。山北のお峰入りがユネスコ無形文化遺産に登録され、大変喜ばしいことだが、どのような記念公演になるのか。

町。11月に登録され、今年の10月8日の日曜日に記念公演を行う。

当日のスケジュールは、午前中に川村小学校で公演を行い、山北駅前商店街、及び大野山で道行きを行った後に神明社で奉納公演を行う。

入場できない方については、他の会場で生の映像が御覧いただけるパブリックビューイングや、スマートフォン、パソコンから視聴できるライブ配信なども考えている。

10、委員。山北のお峰入り公開事業には、国庫負担金など約900万円の補助と、地域や保存会の負担分などの財源がある。今後も「山北のお峰入り」として継続していただきたいが、財源はどのように確保していくのか。

町。公演は5年に一度であり、街としても支援していく考えている。

保存会とも調整しながら、ふるさと納税等も視野に入れ、財源に充てていこうと考えている。また、伝承者の人材確保という点でも課題があるので、ユネスコ無形文化遺産に登録されたということをきっかけに、様々な課題についても検討していきたいと考えている。

続いて、特別会計について、報告します。

1、委員。下水道事業は令和6年度から公営企業会計に移行するが、移行に向けての進捗状況はどうか。

町。固定資産台帳の整理は終了した。令和5年度のスケジュールは、条例改正等を行う予定となっており、移行に向けての準備は順調に進んでいる。

2、委員。山北町は、山間部など広範囲に水道施設が点在する非常に特殊な地域であり、水道事業に関わる職員には、十分な知識や、過去の記録、経

験が必要になってくる。そのため、水道事業には多くの職員を配置し、次につなげていくよう人材育成をしていかなければならないと思うがどうか。

町。県は水道事業の広域化を考えている。ただ、簡易水道については、広域化できないと考えているため、町独自で実施する必要があり、経験や知識を持った職員が大事になってくると考えている。

3、委員。糖尿病性腎症重症化予防事業は、どのような事業なのか。

町。健康診断結果から、透析リスクの高い方に3か月にわたる予防プログラムを実施する。

具体的には、スマートフォンを活用し、歩数、体重、血圧の記録や、2週間に1回保健師が電話をかけ、健康状態の確認、アドバイスを行う。その結果は主治医にも提供する。

この事業のよいところは、プログラムへの参加を主治医に促してもらうことで、参加しやすくなるといった先行事例があることや、生活レベルの低下防止や医療費削減にもつながり、大きなメリットがあると考えます。

4、委員。介護予防普及啓発事業は、65歳からの健康づくりであり、キーワードは「フレイル」と思われるが、「フレイル」は、まだ町民に認識されていないと感じる。

町では、フレイルサポーター養成講座を実施しているが、町民が主体となって健康事業に参加することは大事なことであり、力を入れて取り組んでいきたい。

町。令和4年度フレイルサポーター養成講座は1回開催した。「フレイル」は、一般にはまだ認識されていないのでPRに努めていく。

令和5年度は、令和4年度にサポーター養成講座を受講された方に加え、新たに受講された方に交流会や測定練習会、介護予防教室での測定会に参加していただく予定である。

いずれは、各地区の集会所などでサポーターが自らが地域の方に測定会を実施できるようになることを目指している。

以上で、報告を終わります。

議 長 付託議案に対する予算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第1、議案第12号 令和5年度山北町一般会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第12号について、討論のある方はどうぞ。

それでは、最初に原案に反対者の発言を許します。

8番、清水明議員。

8 番 清 水 私は、予算案に反対の立場で討論に参加します。

昨年、長らく町の商業を担ってきた商店振興会が解散をしました。山北駅を中心とする商店が姿を消しています。今は、また残り少なくなった商店が閉じようとしています。駅周辺の空洞化はさらに厳しさを増し、近場での買物が事実上できなくなるおそれがあります。将来の商店を救済するべく、プレミアム付商品券の発行を町は行っておりますが、これは利用者には好評で予定数以上の発行もされてはいますが、将来の商店救済にはつながっていません。

来年度予算からは、この危機的状況に対しての町の対策が見られません。

プレミアム付商品券の発行の再検討も含め、商工会も巻き込んで将来の商店の生き残り策を図らない限り、町の衰退はさらに進んでしまうと考え、原案に反対をいたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、藤原浩議員。

2 番 藤 原 議席番号2番、藤原浩です。

私は、令和5年度山北町一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

令和5年度は、コロナ感染法上、分類の5類引下げにより大きな変化の年になるなど、経済活動において回復に向かう可能性はあるものの、新型コロナの影響が自治体経営にどう影響を及ぼすか分からない懸念があり、不測の事態に対応できる予算編成としたという町長の考えについては理解できる。

しかし、人口減少社会化での自治体経営が求められる中、税収の減少の懸念に対し、投資的予算が少なく、ふるさと納税以外の歳入の柱となる施策に乏しいことが懸念されるほか、計画策定の外部委託の多さ等、指摘事項も多くあった。そういった予算編成の中、旧山北体育館代替施設建設で、町産材100%で建設する計画が示されたこと等、未来へつながる施策が確認できた事実を

もって本予算に賛成します。

議 長 ほかに討論のある方はどうぞ。

討論なければ、以上で討論を終わりにし、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第12号について、採決をいたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって議案第12号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第13号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第13号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第13号について、採決をいたします。

本案に対する、予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第13号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第14号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第14号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第14号について、採決をいたします。

本案に対する、予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。委員長の報告どおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第14号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第15号 令和5年度山北町下水道事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第15号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第15号について、採決いたします。  
本案に対する、予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第15号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第16号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第16号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第16号について、採決いたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第16号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第17号 令和5年度山北町山北財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第17号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第17号について、採決いたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第17号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第18号 令和5年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第18号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第18号について、採決いたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第18号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第19号 令和5年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第19号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第19号について、採決をいたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第19号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第20号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第20号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第20号について、採決をいたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第20号は、原案どおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第21号 令和5年度山北町商品券特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第21号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第21号について、採決いたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第21号は、原案どおり可決されました。  
続いて、日程第11、議案第22号 令和5年度山北町水道事業会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第22号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第22号について、採決いたします。  
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。  
委員長の報告どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第22号は、原案どおり可決されました。  
続いて、日程第12、議案第25号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 それでは、議案第25号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、三尋木昭治。住所、山北町岸100番地の35。生年月日、昭和27年12月

26日。

任期、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

提案理由でございますが、現山北町固定資産評価審査委員会委員の三尋木昭治氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となります。引き続き委員に選任したいので提案するものです。

次ページの経歴については、お目通し願います。

議 長 説明が終わりましたので、議案第25号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第25号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第25号は、原案どおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第13、議案第26号 山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 それでは、議案第26号 山北町人権擁護委員の推薦について。

次の者を山北町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

氏名、秋山世津子。住所、山北町岸117番地の1。生年月日、昭和35年4月2日。

任期、令和5年7月1日から令和8年6月30日。

提案理由でございますが、山北町人権擁護委員として、秋山世津子氏を推薦したいので提案するものです。

次ページの経歴については、お目通しを願います。

議長 説明が終わりましたので、議案第26号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第26号を採決いたします。  
原案に賛成者は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第26号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

日程第14、発議第1号 山北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定  
についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1番 瀬戸 発議第1号 山北町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
山北町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月3日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、瀬戸伸二。山北町議会議員、遠藤和秀。山北町議会議員、富田陽子。山北町議会議員、石田照子。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報保護法が改正されたが、改正後の個人情報保護法では議会は適用除外となることから、議会における個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、本条例の制定を提案するものです。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。

議長 議会事務局長。

議会事務局長 それでは、発議第1号 山北町議会の個人情報の保護に関する条例について御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規に制定する趣旨でございますが、個人情報保護法が改正される中で議会は適用除外とされており、議会においても個人情報の適

切な取扱いを確保することが求められるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の概要を説明させていただきますので、1枚おめくりください。

山北町議会の個人情報の保護に関する条例。

目次を御覧いただきますと、本条例は本則の第1条から第57条までが六つの章で分けられております。

第1章は、総則といたしまして、第1条では、本条例を制定する目的を、第2条では、1枚おめくりください。本条例における各種の情報が意味する定義を、

また1枚おめくりください。

第3条では、議会の負う責務を規定しています。

第2章では、議会が保有する個人情報に関して、利用の方法や適格性、安全管理及び個人情報提供時の対応など、取扱い方や手続等について、第4条から、2枚おめくりください。第16条までにわたって、規定しております。

さらに、1枚おめくりください。

第3章は個人情報のファイルや取扱事務登録簿の作成及び処理などについて、第17条と、1枚おめくりください。第18条にて、規定したものでございます。

第4章では、議会の保有する個人情報に対して、開示、訂正、利用停止、審査という四つの請求項目をそれぞれの節に振り分け、請求の権利を明記するとともに、各種手続などについて規定しております。

第1節では、開示請求に関し、請求者の手続や議会の対応等について、第19条から、3枚おめくりください。第31条までにわたり規定しております。

第2節では、訂正請求に関し、請求者の手続や議会の対応等について、第32条から、1枚おめくりください。第38条までにわたり、規定しております。

第3節でも同様に利用の停止に対し、請求者の手続や議会の対応等について、第39条から、1枚おめくりください。第44条までにわたり、規定しております。

第4節では、第1節から第3節までの手続に係る不作為に対して行える審

査請求に関することを、第45条から、1枚おめくりください。第47条にわたり、規定しております。

第5章は、雑則として、保有する個人情報の適用除外の規定や取扱いに関する苦情処理、本条例施行状況の公表など、その他の必要事項について、第48条から第52条にわたり、規定されたものでございます。

第6章では、本条例における罰則について、第53条から、1枚おめくりください。第57条までで規定しております。

それでは、附則でございます。

施行期日。

1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山北町情報公開・個人情報審査会条例の一部改正。

2項、山北町情報公開・個人情報審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

第4号、山北町議会の個人情報の保護に関する条例、第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第5号、議会個人情報保護条例第46条第3項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第6条第1項第1号を次のように改める。

第1号、諮問庁、情報公開条例第14条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関及び法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条の規定により、審査会に諮問をした町の機関若しくは議長をいう。

第6条第1項第3号を次のように改める。

第3号、保有個人情報、法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第21条第5号ア、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。

第11条第1項中「資料の提出があったとき」の次に、「（諮問庁が議長である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）」を加える。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、発議第1号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、発議第1号を採決いたします。  
原案に賛成者は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。  
日程第15、発議第2号 山北町議会広報広聴委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1番 瀬戸 発議第2号 山北町議会広報広聴委員会に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町議会広報広聴委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月3日提出。山北町議会議員、瀬戸恵津子。山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、瀬戸伸二。山北町議会議員、遠藤和秀。山北町議会議員、富田陽子。山北町議会議員、石田照子。

提案理由でございます。山北町議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。

議長 長 議会事務局長。

議会事務局長 それでは、発議第2号について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町議会広報広聴委員会に関する条例の一部を改正する条例。

山北町議会広報広聴委員会に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の経緯といたしましては、山北町議会議員の定数が今年の5月から2

名削減されることに伴い、本条例における新たな仕組みを整える必要が生じたため、分科会の設置に関する規定及び副委員長の人数や費用弁償の取扱いについて、改めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第5条第1項は、副委員長の人数を「2人」から「1人」に改めるものでございます。

第7条は、分科会の設置等に関して、

第8条は、各分科会の定数についての規定ですが、それぞれ削除となり、また広報分科会の費用弁償に関して規定している第11条についても削除するものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、発議第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、発議第2号を採決いたします。

原案に賛成者は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第16、報告第1号 令和5年度山北町土地開発公社事業計画及び予算についてを議題といたします。

報告願います。

町長。

町議長 報告第1号 令和5年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。

令和5年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法

第243条の3の第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、報告第1号 令和5年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について、御説明させていただきます。

なお、これから御説明いたします事業計画及び予算については、先月15日に開催した山北町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、令和5年度山北町土地開発公社事業計画でございますが、初めに1点目といたしましては、公社単独事業として、つぶらの事業用地をはじめとする開発中土地について、利活用の調査、研究及び用地の管理に努めます。

次に、2点目といたしまして、資産活用事業として、国債等の効率的な運用に努めます。

令和5年度はこの2点を重点的に進めてまいります。

次に、2ページをお願いいたします。

令和5年度山北町土地開発公社予算でございます。

総則。

第1条、令和5年度山北町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございますが、第1款事業収益は、2,264万2,000円でございます。これにつきましては、第1項土地造成事業収益240万円。これは、平山地区工業用地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料でございます。

第2項、附帯等事業収益1,973万3,000円。これは、平山地区工業用地の株式会社ネオテックからの土地賃料と、高松山事業用地、つぶらの事業用地の線下補償料などでございます。

第3項、補助金等収益50万9,000円。これは、公有用地に係る町からの利子補給金でございます。

第2款、事業外収益45万9,000円。これは第1項、普通預金等の受取利息1,000円。第2項、有価証券利息45万8,000円。これは国債の利息でございます。収入合計は2,310万1,000円でございます。

次に支出でございますが、第1款第1項販売費及び一般管理費302万4,000円。これの内訳の主なものといたしましては、委託料として、決算書作成助言業務委託等使用料及び賃借料として、車両のリース代、公租公課として、固定資産税などがございます。

第2款事業外費用第1項支払利息51万円。これは、公有用地3か所の借入金利息の支出でございます。

第3款第1項予備費は、1,956万7,000円でございます。

そして支出合計は2,310万1,000円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

初めに、収入でございますが、第1款の資本的収入1億4,716万6,000円。これは、第1項の借入金1億2,731万6,000円で、これは、公有用地などの借入金でございます。

第2項の事業未収金1,985万円。これは、公有用地に係る町からの未収金返済額でございます。収入合計については1億4,716万6,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出1億4,716万6,000円。これについては、第1項土地造成事業費146万円。これは高松山事業用地、つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項の借入金償還金1億4,570万6,000円。これは、公有用地の償還金でございます。支出合計は1億4,716万6,000円となります。

そして、借入金。

第4条、借入金の限度額は1億2,731万7,000円と定めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和4年度山北町土地開発公社、予定損益計算書でございます。

Iの事業収益については、土地造成事業収益から補助金等収益までの合計といたしまして2,251万5,221円でございます。

事業総利益については、同額でございます。

次に、Ⅱの販売費及び一般管理費については283万5,403円で、事業利益については1,967万9,818円でございます。

次に、Ⅲの事業外収益については、受取利息と国債の有価証券利息の合計といたしまして、103万4,270円でございます。

次に、Ⅳの事業外費用につきましては、支払利息といたしまして38万1,817円で、経常利益といたしましては2,033万2,271円でございます。

そして、当期純利益については2,033万2,271円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和4年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益までの合計といたしまして3億8,145万8,176円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金までの合計といたしまして2億6,699万7円で、資産合計といたしましては6億4,844万8,183円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益の合計といたしまして、1億4,605万9,510円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は1億4,725万9,510円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金4億7,985万6,402円で、当期純利益は2,033万2,271円でございます。

準備金の合計といたしましては5億18万8,673円となり、資本合計としては、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億118万8,673円となり、負債資本合計といたしまして6億4,844万8,183円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

令和5年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及

び預金から開発中土地までの合計といたしまして5億243万790円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、賃貸事業の用に供する土地と長期事業未収金の合計といたしまして1億4,719万8,189円で、資産合計といたしましては6億4,962万8,979円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益の合計といたしまして1億2,767万510円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は1億2,887万510円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

次に、Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億18万8,673円で、当期純利益は1,956万9,796円でございます。

準備金の合計といたしましては5億1,975万8,469円となり、資本合計としては、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億2,075万8,469円となり、負債資本合計といたしましては6億4,962万8,979円でございます。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第1号について報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第1号については、これで終了といたします。

日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第18、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和5年第1回山北町議会定例会を閉会といたします。

なお、10時25分から全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。 (午前10時09分)